

第4章 手続

第1節 給水装置工事の申請手続

指定工事業者は、給水装置工事を施行する際、給水装置工事施行申請書及び関係書類を作成し申請者に確認を行った後、企業長に申請する。

給水装置工事の施行申請は、工事の時期がおおむね確定した状態で行う。これは申請手続きの完了後、速やかに施工することが望ましいためであり、工事着手が遅れることによる問題等が起こらないよう注意しなければならない。また、配水管及び給水管の布設替え等による既設配管の状況変化により工事施行に影響が生じるのを防ぐためでもある。

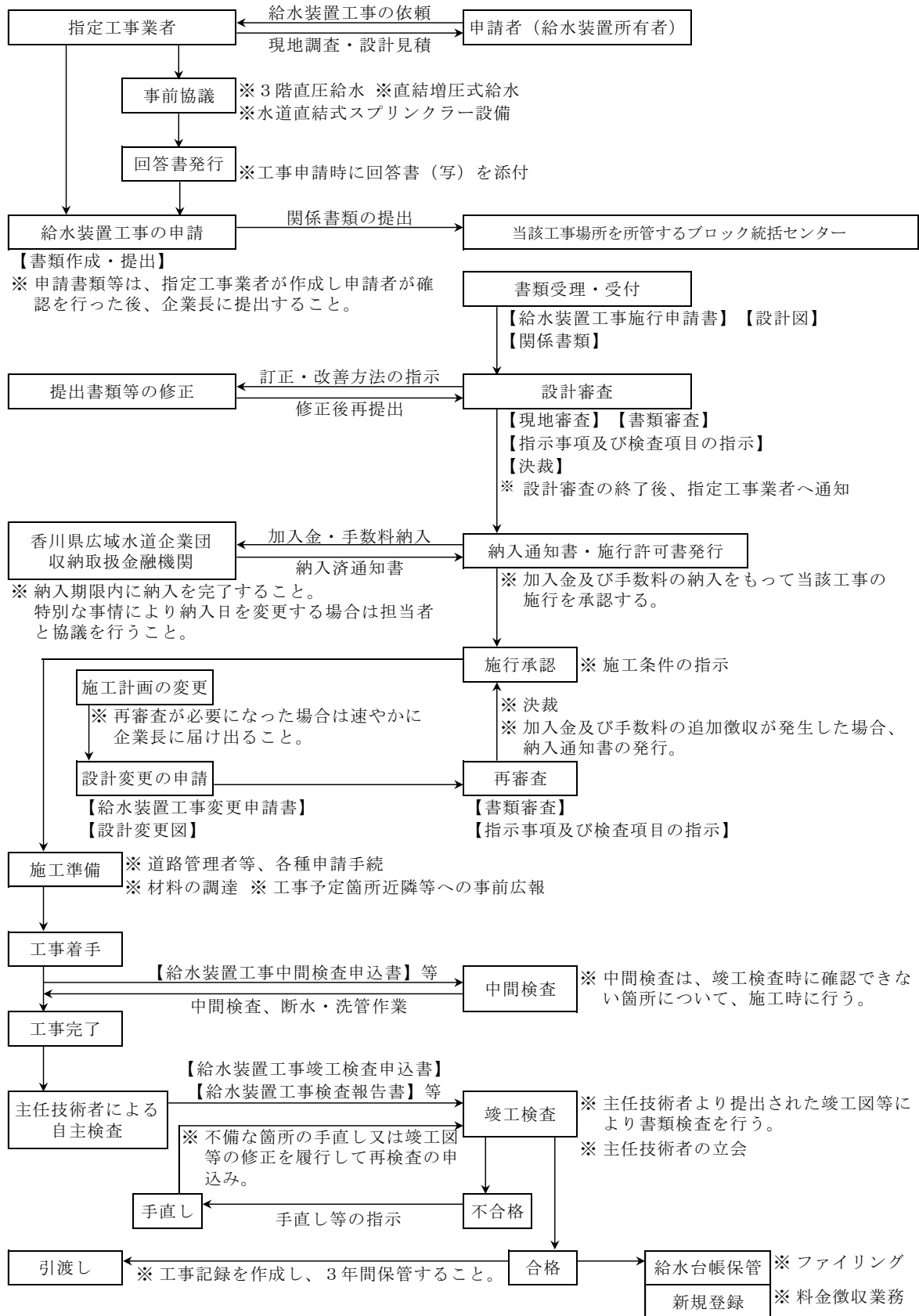
1 事務手続き

企業長は、設計審査により承認された内容が、当該指定工事業者の誠実な指導監督をもって施工されることを原則として当該工事の諸手続きを処理する。

(表-4.1.1)

表-4.1.1 給水装置工事の申請手続

(工事申請から竣工まで)



2 申請場所

給水装置工事の申請及び手続は、当該工事場所を所管するブロック統括センターで行うこと。(表-4.1.2)

表-4.1.2 給水装置工事の申請場所

| | |
|-------|--------------|
| 担当行政区 | ブロック統括センター |
| 東かがわ市 | 東讃ブロック統括センター |
| さぬき市 | |
| 小豆島町 | 小豆ブロック統括センター |
| 土庄町 | |
| 三木町 | 高松ブロック統括センター |
| 高松市 | |
| 綾川町 | |
| 坂出市 | 中讃ブロック統括センター |
| 丸亀市 | |
| 善通寺市 | |
| 宇多津町 | |
| 多度津町 | |
| 琴平町 | |
| まんのう町 | |
| 三豊市 | 西讃ブロック統括センター |
| 観音寺市 | |
| 五色台 | 広域送水管理センター |

第2節 給水装置工事の施行承認

給水装置の新設、改造、修繕（水道法第16条の2第3項ただし書の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去を行おうとする者は、企業長の定めるところにより、あらかじめ企業長に申し込み、その承認を受けなければならない。

(条例)

指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施行する場合は、あらかじめその設計について企業長の設計審査（材料の確認を含む。）を受け、かつ、工事竣工後に企業長の工事検査を受けなければならない。

(条例)

これらは、良好な給水環境を保全するとともに、後日給水の申込みがなされた際、水道法第15条第1項の定めにより、給水が拒否されることのないよう措置するためである。

1 事前協議

次に該当する給水方式による給水装置を新たに設置、若しくは改造しようとする場合は、給水装置工事施行申請書提出の前に企業長と事前協議を行う。

事前協議申請については、各給水方式の基準を確認し所定の手続きを行うこと。(第8章 事前協議の必要な給水方式)

ア 3階直圧給水

イ 直結増圧式給水

ウ 水道直結式スプリンクラー設備

2 設計審査

指定工事業者が工事を施行する場合における設計審査は、当該設計審査に係る申請書に設計図及び関係書類を添えて、企業長に申請するものとする。

(施行規程)

設計審査は、給水装置工事の適正施行を確保するため、工事着手前に設置しようとする給水装置の構造、使用材料及び施工方法が施行令第6条及び企業団の施行基準に適合していることを確認するために行うものである。

なお、申請手続を行う主任技術者は、提出された書類の記載内容及び設計内容に不備がある、あるいは設計内容に支障があると認められる場合、企業団職員よる訂正の指示又は改善方法についての指導に従い、必要箇所の修正を行うこと。

2. 1 設計審査の提出書類

(1) 「給水装置工事施行申請書(様式第1号)」及び「設計図(様式第2号)」

給水装置工事の申請は、工事を施行する指定工事業者が1つの給水装置でかつ給水用途毎に1部提出する。

ただし、集合住宅に限っては「集合住宅給水装置一覧表(様式第5号)」を作成添付し、1棟毎に1部提出する。

(2) 「利害関係者承諾書」(様式第1号に含まれる。任意様式可。)

(分岐承諾書)

工事申請者以外の者が所有する給水管から分岐する場合、当該給水装置所有者の同意を証するため、その所有者が住所及び氏名を記入し、押印したものを提出する。

(水路横断承諾書)

給水管を水路等に横断する場合、当該水路管理者の同意を証するため、その管理者が住所及び氏名を記入し、押印したものを提出する。

(農私有地掘削占用承諾書)

工事申請者の所有地以外の土地に給水装置工事を施行する場合、当該土地所有者又は管理者の同意を証するため、その所有者又は管理者が住所及び氏名を記入し、押印したものを提出する。

(3) 「給水装置共有者名簿(様式第6号)」

給水装置を複数で所有する場合に届け出る書類として提出する。

(4) 「水量計算書」

主任技術者が水理計算により支障なく給水が可能であることを確認した証として、受水槽式又は直結直圧式(家庭用除く)により給水する場合に提出する。

(5) 「引込専用外線施行承認願(様式第7号)」

造成工事等に伴う先行工事として、配水管等からの取付口からメーター止水線までの給水装置工事を施行する場合、様式内の各事項について誓約を行い提出する。

(6) 「小規模貯水槽水道調査票(様式第8号)」

10 m³以下の受水槽の新設・改造工事を行う場合に提出する。

(7) 「給水装置工事事前施行申込書(様式第9号)」

給水装置工事は企業長の承認後の工事着手が原則であるが、住宅等の建築工程上やむを得ず事前に施工する場合に提出する。提出時には必ず企業団職員に事前施工であることを説明し、承認を得ること。また、主任技術者は申請者に事前に施工する内容を説明し確認すること。

(8) 回答書

次に該当する給水方式による工事の場合、企業長との事前協議が行われていることを証するため、回答書の写しを提出する。

- ア 3階直圧給水
- イ 直結増圧式給水
- ウ 水道直結式スプリンクラー設備

(9) 「構造材質基準に適合していることが判断できる資料」

給水管に直結する給水用具を設置する場合、主任技術者が確認した当該給水装置工事に係る給水装置の構造及び材質が水道法第16条の規定に基づく政令で定める基準に適合していることを証するため、確認した資料（認証登録書等）の写しを提出する。

(10) その他企業長が必要と認めた書類

企業長は当該給水装置工事に関する利害関係人の同意書その他の書面の提出を求めることができる。

(条例)

2. 2 給水装置工事施行申請書及び設計図の記入方法

次の記入欄に必要事項を記入する。

(1) 申請者（給水装置所有者）

申請日及び申請者の住所、氏名、フリガナ、電話番号を記入し、申請者本人が押印する。法人（官公署、会社、学校等）の場合、法人名及び代表者名を併記し、代表者の職印を押印する。

代表者職印がないときは、法人の公印及び代表者印を押印する。（官公署については、当該装置を維持管理する職にある者を代表者とするのも可。）

(2) 装置・設置場所

給水装置を設置する場所の所在地を記入する。

建物名称がある場合は記入する。（ビル名、アパート名等）

(3) 使用者

当該給水装置の使用者を記入する。（申請時に未定の場合は竣工までに記入する。）

(4) 指定給水装置工事事業者

指定番号、住所、氏名又は名称（法人の場合は代表者）、電話番号を記入し押印する。

(5) 給水装置工事主任技術者

指定工事業者規程第6条第1号の規定に基づき指名された主任技術者の氏名、免状番号を記入し押印する。

(6) 工事用納付書送付先

建設工事等、工事用(特殊用)に使用する水道料金の支払者について当該事項を○で囲む。又は住所、氏名、電話番号を記入する。

(7) 水栓番号

改造又は撤去工事の場合は、当該給水装置の水栓番号を鉛筆等消せるもので記入する。

(8) 鉛管取替工事申請確認

既存の給水装置に鉛管が使われている場合、鉛管取替助成金の交付申請を行うか否かについて該当事項を○で囲み、申請者又は主任技術者が押印する。

(9) 位置図

施工場所を中央に位置し、給水管施工路線、付近の状況、付近の配管、敷地の全部、道路状況及び主要な建物を記載する。

(10) 設計図

第2章第8節 図面作成を参照し、設計図に記載する。

2. 3 審査項目

企業長は次の項目について、構造材質基準に適合しているかを審査し、同時に設計について必要な事項の調査がなされているかを書類や現地にて確認する。

(1) 分岐箇所

分岐箇所及び分岐方法の適否、配水管又は既設給水管の位置、管種、口径、道路種別

(2) 使用水量

所要水量、使用形態、適正なメーター口径の選定等

(3) 逆流防止

逆流防止装置の設置位置の適否、越流面から吐水口までの間隔の適否等

(4) 施行令第6条に定める基準に適合した製品及び企業団指定材料であることの確認や、使用形態に応じた逆流防止機器が組み込まれていることの確認

(5) 配管

給水管口径、管種、埋設位置、構造、管防護（防食、離脱防止、地盤沈下に対する措置等）の適否

(6) 取付け器具の適否

(7) 給水方式及び用途の確認

(8) 所要水量と受水槽の有効水量との関係

(9) 止水栓及びメーターの設置位置、メーター設置基準の適否

(10) 利害関係者承諾書の確認

(11) その他必要と思われる事項

2. 4 変更設計

指定工事業者は、施工計画の変更により、施行の承認を受けた給水装置工事が設計変更の対象となる場合は、「給水装置工事変更届（様式第10号）」に変更理由等を記入し、「変更設計図（様式第3号）」を添付して速やかに企業長へ届け出を行い、再審査を受け、承認を受けること。また、協議対象のもので変更が生じた場合は、必要に応じ再協議を行う。

次の場合は、設計変更の対象とする。

- (1) 分岐位置又は埋設位置を大幅に変更する場合。
- (2) 被分岐管に変更が生じた場合。
- (3) 分岐方法を変更する場合。（新たに撤去及び分岐する場合を含む）
- (4) 施工範囲を変更する場合。（新たに道路を掘削し占用する場合等）
- (5) 1次側給水装置の口径を変更する場合。
- (6) 給水方式を変更する場合。
- (7) 受水槽容量が大幅に増減する場合。
- (8) 加入金等が変更する場合。

(9) その他、企業長が再審査の必要があると認める場合。

2. 5 申請の取下げ

指定工事業者は、申請（提出）した給水装置工事施行申請を取下げ又は計画変更等により当該工事を中止する場合は、「給水装置工事取下申請書（様式第11号）」に取下げ理由等を記入し速やかに企業長へ届け出を行い、承認を受けること。

3 加入金及び手数料の納付

(1) 加入金、設計審査及び工事検査手数料（以下「手数料」という。）は、給水装置工事の施行承認の際これを徴収する。

（施行規程）

設計審査終了後、企業団から指定工事業者へ通知を行う。通知を受けた指定工事業者は、各ブロック統括センター窓口にて加入金及び手数料の納入通知書を受け取ること。

(2) 企業長は、加入金及び手数料の納入について、企業長が指定する日までに納入させることができる。

(3) 加入金及び手数料は、企業長の発行する納入通知書により、香川県広域水道企業団収納取扱金融機関の窓口において納付すること。

4 施行承認

(1) 企業長は、加入金及び手数料の納入通知書の交付時に給水装置工事施行許可書を発行する。工事の施行に当たっては、許可書の立会検査事項及び指示事項に従い、適切に施行すること。

(2) 企業長は、加入金及び手数料の納入の確認をもって当該工事の施行承認を行う。

5 その他の申請及び協議の提出書類

(1) 「給水装置所有者変更届（様式第12号）」

給水装置の所有者の氏名又は住所に変更が生じた場合に提出する。

(2) 「給水装置代表者・共有者変更届（様式第13号）」

給水装置を複数で所有する場合に届け出る書類「給水装置共有者名簿（様式第6号）」に記載している代表者の氏名又は住所に変更が生じた場合に提出する。

第3節 主任技術者が行う検査

主任技術者は、給水装置工事に関する技術上の管理、給水装置工事に従事する者の技術上の指導監督、給水装置工事に係る給水装置の構造及び材質が施行令第6条に定める基準に適合していることの確認を行うことを責務としており、給水装置工事が適正に施行されるための検査・確認及び適正に施行されたことの検査・確認を行わなければならない。

また、企業長に提出する給水装置工事竣工図について、施工された給水装置工事の内容が正確に記載されていること及び必要な提出書類等の検査・確認を行うこと。

1 主任技術者の自主検査

給水装置はその大部分が埋設部、隠ぺい部となり、企業長は竣工検査に実際の施工状況の確認ができないため、提出された竣工図による書類検査となる。このことから、主任技術者は使用された材料、施工内容等について給水装置工事に従事した者からも確認し、提出する竣工図と実際の施工の内容が相違ない旨責任をもって検査・確認すること。

主任技術者は給水装置工事完了後、次により自主検査を行い、工事の適否を確認し、竣工検査時に企業長へ検査報告書を提出しなければならない。

(1) 書類検査

ア 位置図

- (ア) 工事箇所が確認できるよう、道路及び主要な建物等が記入されている。
- (イ) 工事箇所が明記されている。
- (ウ) 方位が記入されている。
- (エ) 建物の位置、構造がわかりやすく記入されている。

イ 平面図

- (ア) 道路種別等付近の状況がわかりやすく記入されている。
- (イ) 隣接家屋の水栓番号及び境界が記入されている。
- (ウ) 分岐部等のオフセットが記入されている。
- (エ) 主要部の材料名、口径及び延長が記入されている。

(2) 現地検査

ア 屋外検査

- (ア) 分岐部、撤去部、仕切弁、分水栓、止水栓及びメーター設置位置が正確に測定されている。
- (イ) メーターは、逆付け、片寄りがなく、水平に取り付けられている。
- (ウ) 検針、取替えに支障がない。
- (エ) 止水栓の操作に支障がない。
- (オ) 止水栓は、逆付け及び傾きがない。
- (カ) 所定の埋設深さが確保されている。
- (キ) 管延長が竣工延長と整合する。
- (ク) ボックス等は傾きがなく、設置基準に適合する。
- (ケ) 仕切弁等のスピンドル位置がボックスの中心にある。

イ 配管

- (ア) 延長、給水用具等の位置が竣工図面と整合する。
- (イ) 配水管の水圧に影響を及ぼす恐れのあるポンプに直接連結されていない。
- (ウ) 配管の口径、経路、構造等が適切である。
- (エ) 水の汚染、破壊、侵食、凍結、逆流等を防止するための適切な措置がなされている。
- (オ) クロスコネクション(井水管、受水タンク以降の設備との接合)がなされていない。
- (カ) 適切な接合が行われている。
- (キ) 性能基準適合品(認証マーク)の使用を確認する。

ウ 給水用具

- (ア) 性能基準適合品(認証マーク)の使用を確認する。
- (イ) 適切な接合が行われている。

エ 受水槽

- (ア) 吐水口と越流面等との位置及び間隔の確認を行う。
- (イ) オーバーフロー管、通気管の防虫網と鍵の確認を行う。

オ 路面復旧

路面に凹凸等がないこと及び道路標示等の復旧の確認を行う。

カ 機能検査

通水した後、各給水用具からそれぞれ放流し、メーター経由の確認及び給水用具の吐水量、動作状態などについて確認する。

キ 耐圧検査

原則としてメーター設置箇所から水圧テストポンプにより1.75 MPaに加圧し、1分間以上保持させ、水圧の低下の有無を確認することとし、耐圧検査は上流側分岐部までと下流側給水用具までを行う。なお、配管等の条件から耐圧検査ができない場合は企業長と協議をすること。

ク 水質確認

当該給水装置の給水栓から採水し、目視による観察の他、残留塩素（遊離）測定を行い、水道水が安全であることの確認を行う。（表－4.4.1）

表－4.4.1 水質の確認項目

| 項目 | 判定基準 |
|-----------|--------------|
| 残留塩素（遊離） | 0.1mg/L以上 |
| 臭気、味、色、濁り | 観察により異常でないこと |

第4節 給水装置工事の検査

水道事業者は、日出後日没前に限り、その職員をして、当該水道によって水の供給を受ける者の土地又は建物に立ち入り、給水装置を検査させることができる。ただし、人の看守し、若しくは人の住居に使用する建物又は閉鎖された門内に立ち入るときは、その看守者、居住者又はこれに代るべき者の同意を得なければならない。

（水道法第17条第1項）

企業長は、水道の管理上必要があると認めるときは、給水装置を検査し、水道使用者等に対し、適当な措置を指示することができる。

（条例）

正当な理由がなくて、給水装置の検査等を拒み又は妨げた者に対し、5万円以下の過料に処す。

(条例)

指定給水装置工事事業者が工事を施行する場合における工事検査は、当該工事検査に係る申請書に関係書類を添えて、速やかに企業長に申請するものとする。

工事検査のうち当該工事が完了したものの申請に当たっては、当該申請書に竣工図を添えて行わなければならない。

指定給水装置工事事業者は、工事検査の結果、当該給水装置工事に不備があったときは、企業長が指定する期間内に手直しを行い、改めて企業長の工事検査を受けなければならない。

(施行規程)

1 主任技術者の立会

企業長は、指定工事業者が施行した給水装置工事に關し、水道法第17条第1項の規定による給水装置の検査を行うときは、当該給水装置に係る給水装置工事を施行した指定工事業者に対し、当該給水装置工事を施行した事業所に係る主任技術者を検査に立ち合わせることを求めることができる。

(指定給水装置工事事業者規程)

工事を施行した主任技術者は、竣工検査時に企業長に求められたときは立ち会わなければならない。また、企業長が必要と認めたときは、その身分を明らかにしなければならない。

2 竣工検査

指定工事業者が施行する給水装置工事において、当該給水装置が構造材質基準に適合していることの確認や、工事に関する技術上の管理等の職務を誠実に履行する義務は主任技術者にあると定められている(水道法第25条の4)。したがって、企業長が行う竣工検査は企業団の施設の適正管理や水質の安全確保に関する責任を果たすことを主目的として、必要な範囲に限って検査を行う。

2. 1 竣工検査の提出書類

- (1) 「給水装置工事竣工検査申込書（様式 14 号）」及び「竣工図（様式 第 4 号）」並びに「竣工図写し」

企業長の竣工検査を受ける場合に提出する。

- (2) 「給水装置工事検査報告書（様式 第 15 号）」

主任技術者は給水装置工事完了後、自主検査を行い、工事の適否を確認し、竣工検査時に企業長へ提出する。

- (3) 「構造材質基準に適合していることが判断できる資料」

設計図に記載されていない直結する給水用具を給水管に設置する場合、その給水用具が構造材質基準に適合していることを証するため、確認した資料（認証登録書等）の写しを提出する。

- (4) その他企業長が必要と認めた書類及び工事写真

2. 2 竣工図の記入方法

第 2 章 第 8 節 図面作成を参照し、竣工図に記載する。

2. 3 竣工検査項目

- (1) 書類検査

提出された竣工図の内容及び構造材質基準の適合について、主任技術者による確認が行われていること等の検査。また、中間検査時において、写真提出の指示があった場合の写真確認。

- (2) 現地検査

ア メーターの検針、取替に支障がないかの確認

イ メーター取付による漏水の確認

ウ 竣工図に基づき、給水栓の設置位置等を確認し、メーター経由の確認

エ 仕切弁、止水栓、分岐位置、撤去位置、メーターボックス及び接合位置等についてのオフセット（直線距離）と設置状況の確認

オ 舗装状況の確認

カ 受水槽以下の設備は、吐水口空間、防虫網、施錠等の確認

キ 埋設表示板の確認

3 中間検査

中間検査は、竣工検査時に確認できない施工箇所について施工時に行うものである。

3.1 中間検査の提出書類

(1) 「給水装置工事中間検査申込書（様式第16号）」

企業長の中間検査を受ける場合に提出する。

(2) 「給水装置工事材料検査申込書（様式第17号）」

使用材料について企業長の検査を受ける場合に提出する。(口径40mm以上の仕切弁、消火栓、補修弁等の弁栓類を1次側に使用する場合)

(3) 「断水作業申込書（様式第18号）」

工事の施工に当たり断水が必要な場合、事前に提出する。

(4) 「水質検査申込書（様式第19号）」

指定工事業者は、企業長の発行する施行許可書に水質検査の指示がある場合、水質検査及び洗管作業実施に関して企業団職員と協議を行うために提出する。

(5) 「道路占用許可書及び道路通行禁止（制限）許可書並びに所轄警察署の道路使用許可証」

国・県・市・町道等地内に給水装置工事を施行する場合、当該道路管理者の許可及び道路使用の許可を証するため、許可書の写しを提出する。なお、道路占用許可は、道路管理者によっては企業長が申請しなければならない場合があるため、企業長に確認すること。企業長が申請する場合は、給水装置工事の施行申請の際、占用の申請に必要な書類を併せて提出すること。

3.2 中間検査項目

(1) 配水管及び1次側給水管からの分岐箇所（分水栓及び割T字管穿孔工事含む）

(2) 給水管の埋設深度確認（道路及び標準埋設深度30cmを超える宅地内1次側配管及び2次側配管）

(3) 口径40mm以上の1次側既設給水管との接続箇所

(4) 1次側に設置する口径40mm以上の仕切弁、消火栓、補修弁等の弁

栓類の確認

(5) 1次側給水管の撤去箇所

(6) 1次側水圧検査

| 口径 | 範囲 | 水圧試験 |
|-------|-------|------------------|
| 20、25 | 全範囲 | 1.75MPaで1分間 ※1) |
| 40以上 | 40m以上 | 0.75MPaで24時間 ※2) |
| | 40m未満 | 1.0MPaで1分間 ※1) |

※1) 1分経過後に著しい水圧低下がなければ合格とする。

※2) 24時間経過後に試験水圧(MPa)×0.9以上の水圧を保持すれば合格とする。

1次側の水圧検査は、分岐部から宅地内止水部までの給水管を新設又は更新する場合に実施する。既設管への接続を伴う給水管の一部取替の場合は原則、水圧試験を実施しないが、企業長の指示がある場合は実施すること。また、被分岐管が上記の試験圧で実施することが危険と判断する管路の場合は、企業長と協議の上、試験水圧を変更して実施すること。

上記によらない場合は企業長の指示を受けること。

(7) 2次側水圧検査

1.75MPaで1分間

※1分経過後に著しい水圧低下がなければ合格とする。

(8) 水質検査

布設給水管の管内容量が0.2 m³以上の場合実施する。

<参考>

| | | | | |
|------------|-----|-----|----|-----|
| 管の呼び径 (mm) | 40 | 50 | 75 | 100 |
| 布設延長 (m) | 160 | 102 | 46 | 26 |

※1) 企業団水質管理課にて24時間の細菌検査等を実施する。

※2) 実施方法は企業長に確認すること。

(9) 受水槽等設置時における吐水口空間の確認

(10) 既設分水栓の防食工確認

(11) 鉛管取替工事(助成金交付申請時)の既設管が鉛管であることの確認

(12) 定流量弁等、設置後に型番確認が困難な給水用具の確認

(13) 検査員が特に中間検査が必要であると指摘した箇所

4 工事写真検査

工事写真は、原則として審査員及び検査員の指示により立会い検査ができない箇所について撮影し、後日、検査員の確認を得なければならない。工事写真の撮影要領は下記のとおりとする。

- (1) 目的を明確にし、出来形材料及び寸法が基準どおり施工されていることが確認できるものとする。
- (2) 黒板に必要事項（施工年月日、施工場所、装置所有者名、指定工事業者名）を記入して撮影すること。
- (3) 形状及び寸法を明示する必要がある場合は、テープ、箱尺、ポール等を使用して出来高寸法が分かるようにすること。
- (4) 写真はカラー写真とし、規格はL判サイズ程度とする。ただし、工事の種類、規模等によってL判サイズにより難しいとき、又はL判サイズによることが適当でないときは、これよりも大きい規格とする。

5 再検査

指定工事業者は、竣工検査の結果、不備な箇所が判明し不合格となったときは、14日以内に手直しを行い、再度「給水装置工事竣工検査申込書」を提出し、再検査を受けなければならない。

なお、不合格ということは、指定工事業者として技術上の信頼を欠くことになるとともに、違反行為があったときは、給水条例及び規程等に基づいた措置が行われることとなる。

6 無償修理

指定工事業者は、給水装置工事竣工後1年以内に生じた故障等については、無償で修理しなければならない。ただし、当該故障等が天災地変等の不可抗力又は給水装置の使用者の責めに帰すべき事由によるものと認められるときは、この限りでない。

(指定工事業者規程)

給水装置工事は、給水装置毎に施工方法が異なる工事であり、この装置の大部分は地中又は壁中に埋設されるため、すべての装置について施工状態を確認

することは非常に困難である。したがって、給水装置の故障が通常の使用状態の中で生じた場合、指定工事業者はこれを修理し、正常な状態に戻す責任を負っている。

7 検査の申込み

- (1) 指定工事業者は、給水装置工事が完了したときは、その日から5日以内（日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、土曜日又は12月29日から翌年の1月3日までの日（以下「休日等」という。）を除く。）に、企業長へ届け出ること。
- (2) 竣工検査及び中間検査を受けるときは、検査希望日の前営業日の午前12時までに当該工事検査に係る申込書及び関係書類を提出すること。
- (3) 審査員等から検査申込み日について指示がある場合は、その指示に従うこと。
- (4) 企業長は、竣工検査申込書を受理したときは、その日から7日以内（休日等を除く）に、給水装置工事の施行内容について説明できる主任技術者立会の上で、竣工検査を行うものとする。
- (5) 竣工検査日については、当該工事場所を所管するブロック統括センターに検査日を確認の上、検査日を決定すること。
- (6) 特段の現場事情がある場合を除き、夜間及び休日等の検査は行わない。
- (7) 同一日に他指定工事業者と競合する場合など、日程調整を図る必要が生じる場合は、企業長の指示に従うこと。
- (8) 雨天等の理由を除き、検査日を変更する必要が生じた場合は、速やかに（原則として施工予定日の2営業日前まで）企業団の担当者に連絡をし、改めて調整を行い、検査日を決定すること。

8 工事記録の作成

施行規則第36条第6号の規定により、指定工事業者は施行した給水装置工事（施行規則第13条に規定する軽微な変更を除く。）毎に、当該給水装置工事を指名した主任技術者に、次に掲げる事項に関する記録を作成させ、当該記録をその作成の日から3年間保存すること。

- (1) 申請者の氏名又は名称
- (2) 施行の場所

- (3) 施行完了年月日
- (4) 給水装置工事主任技術者の氏名
- (5) 竣工図
- (6) 給水装置工事に使用した給水管及び給水用具に関する事項
- (7) 給水装置が構造材質基準に適合していることを確認した方法及びその結果

9 給水装置引渡し時における指定給水装置工事事業者の責務

指定工事業者は、竣工検査後、申請者に給水装置を引渡す際には、次の事項について十分な説明を行わなければならない。

- (1) メーター及び止水栓設置位置の報告、またメーター及び止水栓の検針・取替作業・操作が容易にできるよう維持管理を行う指導
- (2) 漏水の発見方法及び漏水時等止水方法等の指導
- (3) 受水槽の清掃など適正な管理の指導